

飲酒運転の根絶!

飲酒運転は絶対にしない、させない

鯖江市内では、昨年、飲酒運転による交通事故が5件発生しているほか、酒酔い・酒気帯び運転により約50人(鯖江署管内)が検挙されており、依然として飲酒運転は後を絶ちません。

飲酒運転は重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。

市民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳しい処分が!

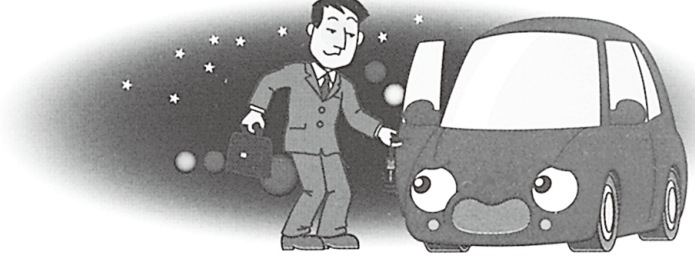
酒酔い運転



無条件で……

35点 欠格期間3年
免許取消し

酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上

25点 欠格期間2年
免許取消し

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

13点
免許停止 90日

欠格期間の上限は10年!

酒酔い運転をした場合 **3年**
死亡事故を起こした場合 **7年**
ひき逃げをした場合 **10年**

※上記の例は、前歴およびその他の累積点数がない場合です。

※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間です。

運転者にも運転者以外にも厳しい罰が!

運転者



酒酔い運転

5年以下の懲役または**100万円**以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役または**50万円**以下の罰金

車両の提供者



酒酔い運転

5年以下の懲役または**100万円**以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役または**50万円**以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者



酒酔い運転

3年以下の懲役または**50万円**以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役または**30万円**以下の罰金

問合せ 防災危機管理課 ☎53-2205 / 鯖江警察署交通課 ☎52-0110